

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる寺西事件を踏まえて、裁判官の政治活動の自由について問う問題である。政治的表現の自由は、憲法21条によって保障される非常に重要な権利であるが、裁判所法は裁判官に対してその行使を制限している。この制限は合理的なものといえるかどうか、設問を通して考えて欲しい。

【採点基準】

- ・ 憲法21条の政治的表現の自由について、論じることができるかどうか。
- ・ 人権の享有主体性について、論じることができるか（裁判官という属性も含め）。
- ・ 裁判官の政治活動の自由が規制されることについて、論じることができるか。
- ・ 以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

【配点】

- ・ 反論 20点
- ・ X側の主張 60点

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 刑法

【出題趣旨】

第1 甲の罪責 【計45点】

1 建造物侵入の成否 (8点)

- ・侵入の意義と客体の特定。

2 業務上横領罪、窃盗罪の成否 (計33点)

(1) 占有の帰属 (15点)

- ・物の占有が誰に帰属するかにより、罪責が異なる。

行為者→横領

第三者→窃盗

Eに業務の引き継ぎがあるので、Eに金庫の占有があるのは明らかであるが、甲が暗証番号を把握している点をもって、なお占有が甲にあるといえるか。もっとも、仮に甲に占有が残るとしても、Eとの共同占有があることになる。そうすると、いずれにせよ、甲の資料持ち出しは、他人の占有を侵害したとして、「窃取」となる。

(2) 不法領得の意思の有無 (18点)

- ・資料を持ち出し戻しているが、返還意思があったとして不法領得の意思が欠けるか。機密資料の経済的価値は、コピー・流出することで喪失する点を如何に評価するか。

3 罪数 (4点)

第2 乙の罪責 【計45点】

1 共謀共同正犯の成否 (20点)

- ・資料コピーは甲と共に行っているが、その前の資料の持ち出しは、甲が実行。窃盗あるいは業務上横領の共同正犯の成否

- ・共謀共同正犯の可否、その要件の提示、それに沿ったあてはめができています。

なお、建造物侵入については、慎重に判断すること。

2 共犯過剰、錯誤 (計25点)

- ・当初予定した行為は業務上横領であるが、実現した行為は窃盗。この齟齬をどう評価するか。共犯過剰、あるいは共犯の錯誤の処理。 (15点)

- ・構成要件の重なり合う限度で共同正犯を肯定するにしても、成立するのは、窃盗か業務上横領か。 (10点)

①窃盗→懲役刑が同じであり、かつ窃盗の選択刑があることにより、窃盗が軽い。

②横領→占有侵害を伴う点において窃盗の方が重い。また、業務上占有者でない乙の予見事実は業務上横領ではなく単純横領であるとすれば、実現事実たる窃盗に比して単純横領の方が軽い。

- ・②の場合、共犯と身分（65条）の問題となる。

第3 裁量点（10点）

上記合計点に0.8を乗する。